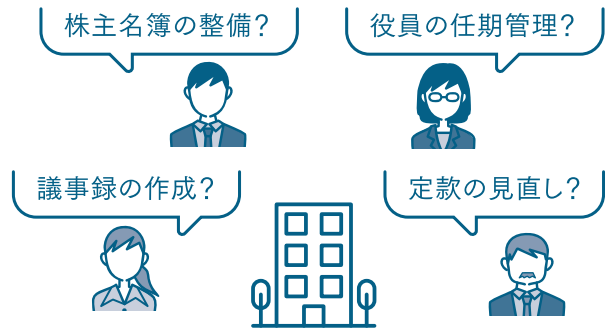


# サブスクリプション型 法人向けサービスで 一緒に「予防法務」を始めてみませんか？

※予防法務・・・将来の紛争やトラブルの発生リスクを未然に防ぐための対策を講じること



株式会社には、登記をはじめ様々な法律上の義務があります。義務違反には過料という罰則があるものもあり、後から「知らなかった」では済まされません。

また、平時は問題が表面化しにくいですが、役員や株主を適切に管理していないと、いざ役員や株主間でトラブルがあった際、会社の経営を揺るがす程の大問題に発展することもあります。

中小企業の法務トラブルは、**日頃適切に管理していれば防げたものが多く、また、実際にトラブルに発展した場合でも、会社の損害を最小限に抑えることができます。**

誰もが容易に情報を収集できる現代社会において、大企業はもちろん、中小企業においても、円滑な経営のためには、法令遵守、予防法務の重要性がますます高まっています。

ただ、家族経営や、従業員数が少ない会社では、人材不足やコスト面から、弁護士と顧問契約をしたり、社内に「法務部」を設置する会社は少なく、**役員任期管理、株主名簿の整備、経営者の相続問題、取引先からの債権回収など**、その多くの法務事務を、専門外の総務や経理に担当させる、または、経営者自ら担当する（又は対応できず放置している）ところがほとんどです。

日頃から会社の実情に合った形での法務管理が求められますが、慣れない法務事務に忙殺され、本業がおろそかになっては本末転倒です。

そこで、当事務所では**比較的小規模な中小企業に特化した企業法務サービス**を提供しています。

身近な暮らしの法律家である司法書士が、「予防法務」という観点から、社内の法務事務を管理・チェックし、将来の紛争やトラブルの芽を事前に摘み、安心して会社の運営ができるようサポートいたします。

サービス内容も会社の規模・ニーズに応じて複数ご用意しておりますので、ご予算に応じた柔軟な対応が可能です。

詳しくは中面をご覧ください！

## あいはた司法書士事務所



平成18年度司法書士試験に合格後、約10年の実務経験を積み、平成29年4月に地元大分市で独立開業いたしました。

勤務時代は、司法書士の中心業務である不動産・商業登記をはじめ、簡裁訴訟代理業務、借金整理、裁判所に提出する書類の作成など、幅広い分野の実務経験を積んでまいりました。

地元根差し、人や企業の身近な法律問題に関する手続きについてお手伝いをしてまいります。

### 主な業務内容

- 不動産登記 ● 会社・法人登記 ● 相続・遺言・生前贈与・成年後見
- 簡易裁判所における訴訟代理・示談交渉
- 裁判所提出書類の作成 ● 債権整理



司法書士  
藍畑 公明

大分県司法書士会所属 登録番号 第391号  
簡裁訴訟代理等関係業務認定 第729059号

大分市賀来南1丁目1番83-202号

TEL : 097-585-5941

FAX : 097-585-5942

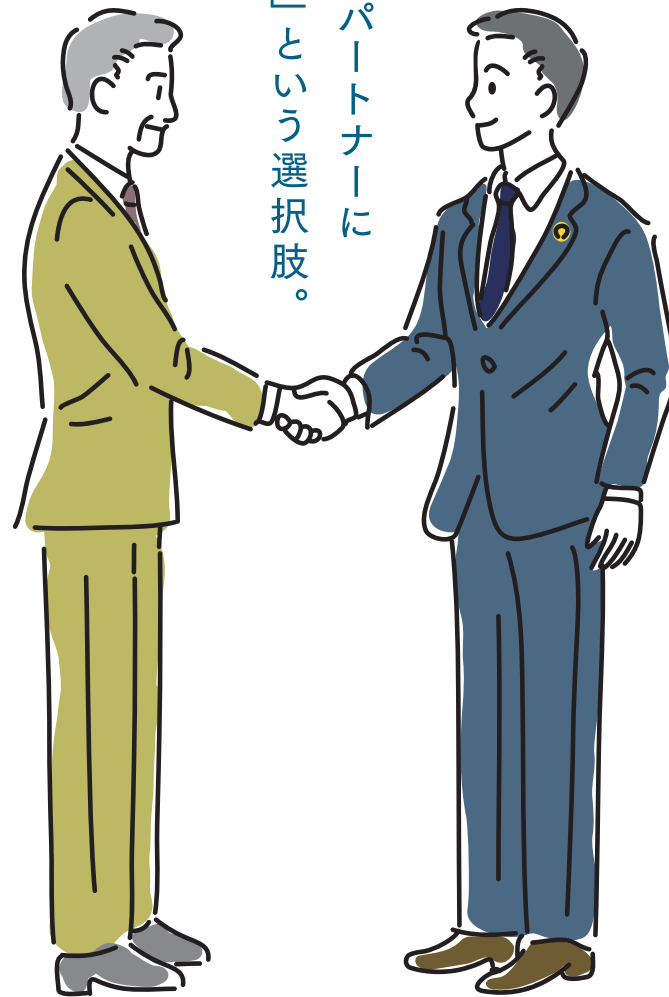
ホームページはこちらから ▶▶▶

<https://aihata-office.jp>



あいはた司法書士事務所のサブスクリプション型  
法人向けサービスのご案内です

ビジネスのパートナーに  
「司法書士」という選択肢。



あいはた司法書士事務所

# サブスクリプション型 法人向けサービス

## 選べる4つのコース

会社の状況に合わせたコースをお選びいただけます

**おためし** 1,100 円(税込) / 月

こんな方へ  
おすすめ

- 起業したばかり
- 一人会社(役員・株主ともに自分のみ)
- 役員任期を長期(5年以上)に設定している

**ライト** 3,300 円(税込) / 月

こんな方へ  
おすすめ

- 法務局で取得する法人の証明書を代わりに取ってほしい
- 従業員の数が少ないので、少しでも負担を減らしたい

**スタンダード** 6,600 円(税込) / 月 ※契約件数制限あり

こんな方へ  
おすすめ

- 役員や株主に自分や家族以外の人がいる
- 法人に関する法務事務一般を任せ、経営者や従業員は本業に集中したい

**プロ** 9,900 円(税込) / 月 ※契約件数制限あり

こんな方へ  
おすすめ

- 社内の法務事務に加え、少額の売掛金の回収業務を専門家に任せたい
- 経営者としての悩みをすぐに相談できる専門家が欲しい
- 従業員の福利厚生を充実させたい
- 最新の法令、重要な法改正など自社に役立つ情報をいち早く得たい

### 本件サービスの対象となる主な法人

- 従業員数10名以下
- 顧問弁護士がいない法人
- 大分県内の法人

※上記に該当しない場合でも、法人が希望する場合、かつ、司法書士が対応可能な場合は契約締結できます。 ※合同会社、有限会社は任期管理不要のため、各プランから1,100円減額いたします。

### お支払い方法

- 年一括
- 半年ごと
- 3か月に1回
- 毎月

※年の途中で依頼者都合により解約した場合、払い済み報酬のご返金はできません。

※「おためし」については年一括払いのみとなります。

### 契約期間

契約は1年ごとの更新となります。

※当事者より契約期間満了の1か月前までに解約の意思表示がない場合、同一条件で更新となります。

## サービス比較一覧表

Aihata Shiho-Shoshi Lawyer Office -Subscription Service-



分類	業務内容	具体的な内容	おためし	ライト	スタンダード	プロ
会社管理	役員の管理 (任期・住所氏名)	任期満了3か月前までに任期満了のお知らせの通知を送り、選任懈怠なくスムーズに役員変更の手続きがとれるようサポートいたします。あわせて年に1回、役員の名住所変更による変更登記漏れがないか随時確認いたします。	●	●	●	●
	法人登記及び 関連書類作成	法人の登記申請及び必要書類(議事録、辞任届、就任承諾書など)の作成をいたします。手続きに際しては、登録免許税など実費のみご負担いただけます。 ※なお、以下の登記手続きに関する費用は本サービス対象外となります。(設立、組織再編、種類株式、新株予約権)	—	—	▲ 役員変更のみ	●
	定款の整備	● 定款内容についてのアドバイス ● 定款変更に係る株主総会議事録の作成 ● 変更後の定款作成	—	—	●	●
	株主名簿の整備・管理	● 株主名簿の作成、管理 ● 株主間譲渡契約書の作成 ● 株式譲渡に関する議事録など必要書類作成	—	—	●	●
証明書取得	登記事項証明書(不動産・会社)など各種証明書 取得代行	● 法務局で取得する登記事項証明書(図面を含む)や登記情報サービスで取得する登記情報の取得代行 ※印鑑カードを事前に預かる場合、法人の印鑑証明書も取得可 ※それぞれ実費のみご負担いただきます。費用は翌月の管理契約料とあわせてお支払いいただきます。	—	●	●	●
情報提供	各種制度、法改正などのご案内	最新の法改正、その他役立つ制度の紹介、法律メモなど、経営者にとって有益な情報をメールまたは郵便にて定期的に提供いたします。	—	—	—	●
	他士業紹介	司法書士の業務以外の相談について、他の信頼できる士業(弁護士、税理士、調査士、社労士、行政書士など)をご紹介します。	—	—	●	●
債権回収	60万円以下の債権についての回収業務	● 督促状、内容証明郵便の発送 ● 相手方との任意の示談交渉、示談書の作成、債務名義の取得	—	—	▲ 着手金なし	●
相談	法律相談無料 (営業時間内)	法人登記に限らず、司法書士業務に関する法律相談料が1回1時間以内に限り無料(通常は30分3,300円)。 会社内の従業員の個人相談も対応可(相続、遺言、成年後見、借金整理など)	● 月1回まで	● 月2回まで	● 月3回まで	● 月3回まで
	法律相談無料 (時間外、出張対応可)	上記法律相談が当事務所の営業時間外や出張相談でも対応可能になります。また、司法書士の個人の携帯番号をお伝えしますので、営業時間外でも可能になります。 ※ただし、事情によりすぐに対応できない場合もあります。	—	—	—	●
割引	司法書士報酬の割引	他の司法書士業務(不動産登記、商業登記、裁判業務その他)につき、通常価格より報酬を割引いたします。	—	10% OFF	15% OFF	20% OFF

その他の業務も  
割引でおトク!

その他注意事項

【契約件数について】スタンダードコース、プロコースには契約件数の制限があります。

【契約解除理由について】次の場合、契約が解除となります。 ● 司法書士・依頼者のいずれかから解除の申し出があった時(申し出の翌月から)

● 料金の支払いがやむを得ない事情なく2か月分以上滞った場合 ● 依頼法人の関係者が反社会的勢力に属するものであることが判明した場合。

サービスについてさらに詳しく知りたい方は **お気軽に「あいはた司法書士事務所」までご相談ください。**